

## お知らせ

**国民年金手続きにマイナンバー書類が必要になります**  
問住民課 ☎(57)4140

国民年金の各種手続きの際には、各種手続きに必要な書類に加え、マイナンバー関連書類をお持ちください。  
**必要なマイナンバー書類**

**【本人が来庁する場合】**

- ①、②よりそれぞれ1点
- ① 番号確認書類：マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
- ② 本人確認書類：マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード等

**【代理人の方が来庁する場合】**

- ①、②、③よりそれぞれ1点
- ① 代理権の確認  
法定代理人の場合：戸籍謄本等  
任意代理人の場合：委任状
- ② 代理人の本人確認書類：代理人の方のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード等
- ③ 番号確認書類：手続きされた

る方のマイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し



**国民年金保険料  
第1号被保険者の産前  
産後期間の免除制度**

問住民課 ☎(57)4140  
問栃木年金事務所  
☎0282(22)4131

**免除期間**

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間  
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間。

**対象者**

国民年金第1号被保険者で出産日が2019年2月以降の方

**届出時期**

出産予定日の6ヶ月前から届出可能  
ただし、届出できるのは、

2019年4月から  
**必要書類**

【出産前】母子健康手帳等  
出産予定日のわかるもの（写）  
【出産後】原則不要。ただし、母子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

**国民健康保険の切替え**

問住民課 ☎(57)4136

国民健康保険の加入又は離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。

次の場合は、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いいたします。

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるものが必要です。



手続きが必要なとき		届出に必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）、印鑑
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑